

令和3年度の実地指導時に特に多かった指摘事項

令和3年度の実地指導時にみられた指導の中から適切に事業運営を行っていただくため、改めてご確認いただきたい内容を下記に記載しております。ご確認いただきますようお願いいたします。

○各サービス共通（居宅介護支援以外）

- ・重要事項説明書と運営規程の内容が一致していない。
- ・重要事項説明書、運営規程の内容が報酬改定により求められている記載内容に改定されていない。
- ・重要事項説明書と契約書を分けていない。
- ・利用者の「個人情報使用同意書」は徴取しているが、同居家族等の同意書が未徴取となっている。
- ・従業員の「個人情報使用同意書」、「秘密情報の保持に関する誓約書」が未徴取となっている。
- ・従業員の「秘密情報の保持に関する誓約書」の内容につき、退職後の秘密保持に関しての内容が無い。

○居宅介護支援

平成 30 年度改正、令和 3 年度改正で規定され、運営基準減算項目である次の事項について、文書の交付に加えて、口頭での説明を懇切丁寧に行い、理解したことについて署名を得ることができていない事例がありました。重要事項説明書等に下記の記載があるか、署名を得ているか確認をお願いします。対応ができていない場合は、運営基準減算の対象となります。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※解釈通知（老企第 36 号 第 3 の 6）抜粋